

松本市公告第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和7年8月4日

松本市長 臥雲 義尚



1 申請を行った認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称
川東町会
- (2) 区域
別紙1のとおり
- (3) 主たる事務所
松本市大字神林232番地2 川東公民館

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
原野	56㎡	松本市大字神林字山ノ神66番口

- (2) 所有権の登記名義人の氏名及び住所
別紙2のとおり

3 申請事項に関し異議を述べることができる者

当該申請不動産の所有権の登記名義人若しくはその相続人又は当該申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和7年8月4日から令和7年11月4日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書及び関係書類を松本市住民自治局地域づくり課に提出すること。

郵送での申し出も可とする（令和7年11月4日消印有効）。

別紙 1

松本市大字神林 3370 番を起点とし、3322 番 27 まで、同地番から市道 6273 号線沿い同地番を経て 6760 号線を横断し、3322 番 22 まで、同地番から市道 6273 号線を横断し、1449 番 1、3322 番 20、1463 番 1、1463 番 8、1463 番 7、1463 番 5、1463 番 3 まで、同地番から市道 6572 号線を横断し、1467 番 6、1467 番 1、1469 番 3 を経て、市道 6582 号線を横断し、1463 番 3 まで、同地番から 1463 番 4、1464 番 5、1464 番 4、1464 番 2、1464 番 6、1464 番口、1464 番ハ、3322 番 20、1444 番 4、1447 番、1448 番、3319 番 11、1446 番 2、1446 番 31、1446 番 7 まで、同地番から市道 6273 号線を横断し、3322 番 22 まで、同地番から市道 6583 号線を横断し、97 番 9 まで、同地番から市道 6588 号線を横断し、97 番 25 まで、同地番から 97 番 24、100 番 7、97 番 22 まで、同地番から 169 番 1、169 番 4 まで、同地番から市道 6586 号線を横断し、272 番 1 まで、同地番から 270 番 6、270 番 1、市道 6591 号線沿いに 273 番 1、273 番 2、273 番 4、97 番 21、269 番、266 番 2、266 番 1、265 番 3、265 番 2、265 番 4、4275 番 6、4275 番 2、4276 番、4277 番 1、4278 番、4279 番 1、4280 番 1、4281 番 1、4282 番 1、4282 番 3、5878 番 2、6912 番、5838 番、5837 番、5836 番 2、5836 番 1、5836 番 5、5804 番 3、5804 番 2、6776 番 2、6777 番、5802 番 1、5802 番 3、5802 番 2、5801 番 3、5801 番 1、5801 番 2、5800 番 6、5800 番 11、5800 番 4、5800 番 5、5799 番 4、5799 番 3、5798 番 3、5797 番 1、5796 番 1、5795 番 1、5794 番 1、5793 番 3、5792 番 4、5791 番 4、5790 番 4、5789 番 3、5787 番 4 まで、同地番から主要地方道松本環状高家線沿いに 5787 番 1、5787 番 5、5788 番 1、5817 番 1、5816 番 2、5818 番 1、5819 番 1、5820 番 3、5820 番 1、5821 番 1、5856 番 3、5856 番 1、5858 番 1、5857 番 1 まで、同地番から市道 6078 号線を横断し、6931 番まで、同地番から 6932 番、7101 番 18 まで、同地番から市道 6079 号線を横断し、5959 番 1 まで、同地番から 5960 番 1、5961 番 1 まで、同地番から市道 6081 号線を横断し、7101 番 11、6040 番 3、6992 番、6993 番まで、同地番から市道 6028 号線を横断し、6994 番まで、同地番から 6995 番、6093 番 8、6094 番 1、591 番 4 まで、同地番から鎖川右岸沿いに 339 番 24 まで、同地番から鎖側右岸沿いに 52 番 1 まで、同地番から 28 番 3、25 番 1、27 番 6、27 番 4、27 番 2、27 番 8、25 番 3、3373 番、3372 番を経て起点へ至る区域

表題部所有者又は所有権の登録名義人の氏名又名称及び住所（別紙２）
松本市大字神林字山ノ神６６番口

NO	氏名	住所	
1	上條 長三郎	東筑摩郡神林村	6 5 番地
2	唐沢 兼太郎	東筑摩郡神林村	3 8 番地口号
3	野間 礒市	東筑摩郡神林村	1 0 8 番地
4	上條 彦平	東筑摩郡神林村	1 1 番地
5	上條 信一	東筑摩郡神林村	1 1 8 番地
6	三島 松太郎	東筑摩郡神林村	1 2 0 番地
7	三島 茂次郎	東筑摩郡神林村	1 2 2 番地
8	上條 三郎	東筑摩郡神林村	2 0 2 番地イ号
9	三島 吉次郎	東筑摩郡神林村	1 1 0 番地
10	三島 藤太郎	東筑摩郡神林村	9 番地
11	上條 長十	東筑摩郡神林村	1 1 3 番地
12	唐沢 富五郎	東筑摩郡神林村	1 1 5 番地
13	三島 長十	東筑摩郡神林村	3 6 番地
14	三島 周弥	東筑摩郡神林村	4 2 番地
15	三島 わくゞ	東筑摩郡神林村	1 1 0 番地
16	唐沢 文七	東筑摩郡神林村	3 8 番地口号